

この政府声明をおつくりになるに当たっていろいろと御尽力をいただいたと思うわけでございますが、大臣御自身としての思い入れをひとつお聞かせ願えればというふうに思います。

○森山國務大臣 先ほどの閣議におきまして、この案件に関する政府声明と、それから内閣総理大臣談話というのを決定いたしましたので、発表いたしました。

政府声明は、最初の冒頭のところに、一政府は、平成十二年五月十一日の熊本地方裁判所ハンセン病国家賠償請求訴訟判決に対しては、控訴断念という極めて異例の判断をしましたが、この際、本判決には、次のような国家賠償法、民法の解釈の根幹にかかわる法律上の問題点があることを当事者である政府の立場として明らかにするものです。というところから始まりまして、二つの問題点を挙げて申しております。

総理の談話の方は、その法律上の問題点というよりは、それも触れてはおりますが、総理がこのような異例な判断をなさるに至った真情を吐露されて、そして国民の理解を求めるといふ趣旨の内容でございます。

政府声明というのはめったなことでは出さないものでございまして、今までに全く例がないわけではありせんけれども、これ自体が非常に重いものだというふうに思っております。ですから、その中で政府が問題と考えております法律上の点については、これからもこの案件について論じられる場合に重要な参考として参照されることになるであろうと思っておりますが、そのような意味合いのある重要な文書であるというふうに私は理解しております。

このような声明を出し、談話を出して、そして、国民の理解を求めつつ、問題がたぐさあるということと十分認識しながら控訴の断念という決断に至られた総理のお気持ちというのは、私も同様の気持ちでございます。十分理解できますし、法秩序を維持する、法律を忠実に守るといふ責任を負っている法務大臣としては、いろいろ本

当に悩ましいことではございましたが、総理の御決断によりましてこのような決着を見たことはよかったですと結論的には思っております。

○塩崎委員 今のお話ございましたが、政治的には大変重い声明であった、こういうことでござい

ます。法秩序を守るとともに、恐らく大事なことは、患者、元患者の皆様方のこれまでの長い長い歴史に対する思いというものを我々がどう判断するのかという中で、今回このようなことをされたというところでありましようから、これはこれとして受けとめさせていただきますが、この場では、法務委員会でありましようからどうかと思っておりますけれども、早く全面的な患者、元患者の皆様方が御納得いただけるような方向で物事が進められるということを期待したいと思っております。

さて、きょうは中間法人法の審議ということでございますが、まず最初にお伺いをいたしたいのは、いろいろな経緯があって、我々の知っている限りでは、公益法人の問題から特にこの点について光が当たって、今回のこのようなものになったというふう聞いておるわけでございます。

まず第一に、この中間法人というこの法律をつくるに当たってのこれまでの経緯と、それからなぜこういうものが必要だったのかということについての御認識をお伺いしたいと思います。

○森山國務大臣 現行法上は、公益も営利も目的としない中間的な団体につきましては、法人格の取得を可能とする一般的な法制度がございませ

ん。そのため、これらの団体が権利関係の主体として行動する場合に、不動産の登記名義人となることとができないというふうな、法人格のある団体と同一の地位を有するわけではなく、財産管理上都合が起これるということが多々あるわけでござい

ます。また、団体の債権者保護に係る規定もござい

ません。このような団体が法人格を与えられれば、その名義で財産を管理することができま

す。また、実質的には公益も営利も目的としない団体が公益法人として法人格を付与されている現状にあるという認識を前提といたしまして、公益法人制度の健全な発展を推進する観点からも、非公益かつ非営利目的の団体に法人格を付与するため

の制度を整備する必要性があるという御指摘が従前からされておりまして、この法案は、このよう

な御指摘にこたえるものでございます。○塩崎委員 一つ確認をしたいと思いますけれども、民法第三十二条で、法人は法律で定めなければいけない、というふうになってはいるわけ

でありまして、営利、非営利、それから公益、非公益、こういうマトリックスで見ると、今回の法律

でもって、法人がつけられないところはなくなっ

た、すべてが言ってみれば塗り絵が塗られた、というふうな考えでよろしいかどうかを確認したいと思

います。○山崎政府参考人 お答え申し上げます。確かに文言上の意味といたしまして、この法案では「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団」、こ

う定義をしております。この定義からわかるように、公益を図ることを目的としない社団と定義はして

おりません。そうなりますと、形式論理としましては、公益を図ることを目的とせず、かつ社員に共通する利益を図ることを目的としない社団というの

が漏れるようにも読めるわけでござい

ます。しかしながら、現実には、この中間法人は、自分たちの利益のために活動することは当然でござ

いますけれども、特定の第三者、不特定の利益

がなくして特定の第三者を支援するあるいは後援

する、こういうものについても活動ができるという理解をしております。これは、今申し上げま

した「社員に共通する利益を図る」ということには当たらないようにも読めるのですが、そういう特

に任せられているというふうには理解しておりま

す。
○塩崎委員 結論的に言えば、主務官庁すなわち政府、行政府が、何が公益で何が公益ではないかというのをこれまで決めてきたということだと

思うのです。それによって税の恩典を与えるかどうかということも決まってきたということであり

ますけれども、公益というのは定義が非常に難しいと思います。
今いみじくも大臣は、法律上は、こうおっしゃったわけでありませけれども、人間というのは法律をいつも考えて生きていくわけではなくて、普通の生活をしていく中に法律、法秩序というものが貫徹をしているということだと思つて

最近、NPOというのが非常に流布されてきて、私も地元のいろいろな形でNPOに、私自身もかかわっておりますし、自民党の中で外務部会長というのを私やっておりますけれども、今NGOに関する小委員会というものの委員長もやっております。これも、基本的にはNPOの法人格を持ったところがやっているとあります。

NPOあるいはNGO活動の中で言われていることというのは、やはり社会の中の公益の定義というか、あるいは、だれがその公益を認めるのか、あるいは、だれがその公益を担うのかということについては、国内的にもあるいは国際的にもだんだんかなり変わってきているのではないのかなというふうには思つておられます。

NPOというのはいん公益となつていますけれども、去年の年末、税調などで議論したときには、NPOにもいろいろありましてねと大蔵省が説明するわけです。例えば趣味の会なんかもありますし。趣味の会というのは公益なのかというのはいややちょっと疑問に思つたりもするわけでありませけれども、そういうことで、いろいろな形で今公益というのがある得るし、そしてだれがそれを担うのかということも、今までは、言つてみれば、

国家、行政、あるいはお上が認めたところだけが担うということだと思つておられますけれども、必ずしもそうではないものがある。

そういう中で、法的には、例えばNPOだったからNPO法人がその公益を担うということになると思つておられますけれども、そういう変わり行く中で、公益の幅も広がり、担い手も広がる中で、今回のようにマトリックスとして、公益かどうかという分け方でどこまでもいけるのかどうか。

つまり、民法三十四条というのにも百年もたっているわけでありませ、明治の三十年年だつたと思つておられます、そのまま社会が来ているわけがないわけであつて、国際的に、例えば日本のNGOがインドの地震のときに頑張つて救援活動に従事するとかいうようなこともいろいろ考えてみると、法人もなかなか今のような分け方では公益といつてもを定義し切れないのではないだろうか。むしろ、営利か非営利かというのは割合わかりやすいわけであつて、そういう分け方をしながら、公益というのはいんのかということ。

実はNPO法人のときにも、では税の恩典をだれに認めさせるのかとか、結局国税になつたわけでありませけれども、いろいろな考え方があつたと思つておられます。まだ定まらなかつたと思つておられます。また定まらなかつたと思つておられます。ですから、そういうことを考えてみると、民法三十四条でこういう公益をお役所が決めるということについても考え直すときにそろそろ来ているのではないのかな。もう少しふつとした準則主義、今回は準則主義で中間法人はできるわけでありませけれども、なおかつ問題は、KSDのように器を上げたけれども中身でひどいことをやるというふうなことがあるわけですから、当然情報公開もそれぞれ法人がしてもらわなければいけないと思つておられます。

それから、税の扱いというのはいん、だれかが公益性を認めた上で他と差をつけるということだと思つておられます、そろそろ本格的に、今回中間法人をつくることで、さつき言つたように、塗り絵は全部塗りられるということでありませから、これはこ

れでいったらいいのだからと思つておられますけれども、この三十四条の公益性というのはいんについて根本的な考え直しというものをぼちぼちした方がいいのではないのだからか。新しい社会に合った物差しというものをもち直すべきではないのだからか。私は思つておられます、その辺について大臣の御所見をお伺いしたい、こう思つておられます。

○森山国務大臣 先生の御見識、大変傾聴に値すると思つておられます。
民法も百年たつておつたれば、本当にそのとおりでございませ、法律上に言うところの公益にも、現実の社会のありように合わせて範囲が広がつてきているということは確かでございますので、おっしゃるような点を十分踏まえながら一つ一つ考えていく必要があるのではないかと

いうふうには考えます。
○塩崎委員 国家は共同幻想かなんという青臭い議論を昔はよくしたわけでありませ、それぞれ地域地域で、あるいは国全体でもいわけでありませけれども、やはり、最近のはやりの言葉で言えば、ガバナンスの仕組みみたいなものが本当に随分変わつてしまつてきているんだらうと思つておられます。そして、今、介護保険が始まつておられますけれども、一般の幅広い、新しい人たちが、例えばその一つの地域なら地域のガバナンスといつてもを担つてきておられます。それを担つておられる人は、まさに公益を多分担つておられるんだらうと思つておられます。

そういうものをいろいろ考えてみると、小さな地域から国家に至つて、さらには世界全体を考えても、あらゆるところでガバナンスの変化といつてもが進んでおられると思つておられます、その中であつて、百年の歴史のある民法をしょつておられる法務省としても、せひとも真摯な議論を始めておられる、新しい時代にふさわしい法体系といつてもをつくらせてもらいたいというふうには思つておられます。

もう時間でございますので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
○保利委員長 次は、上田勇君。
○上田(勇)委員 おはようございませ。公明党の上田でございます。
きょうは、中間法人法の法案の中身に入ります前に、先ほど塩崎委員の方からお話がありませ、念という決定を政府としてされませ、大変すばらしい決断であつたというふうには称賛しておられます。各政党からもいろいろな働きかけがあつたことだと思つておられます。小泉総理、森山法務大臣、また坂口厚生労働大臣初め皆様の御努力に本当に感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど法務大臣の御所見を伺いませ、とりわけ法秩序を守るという職務上熟慮をされたこととございませ、本当にそうした心情といつてもは御推察申し上げる次第でございます。
もう先ほど御所感はいただいたんですけれども、何かつけ加える点とかございませたら、一言いただければというふうには思つておられます。

○森山国務大臣 先ほど申し上げたとおりでございませ、この検討している間、大変多くの方に御心配をおかけませ、また、いろいろな御意見をちょうだいし、大変私どもも深く考えさせられる非常に重要なこととございませ、まことに貴重な経験をさせておられたというふうには思つておられます。

異例の決断で総理があのような結果を出されたわけでございますが、その心情として政府の立場といつてもを国民が、多くの方が理解をしてくださいませ、御協力いただけるようにと心から願つておられます。

○上田(勇)委員 政府声明では、判決の主な法律上の問題を二点挙げられておられます。こつた問題を含みながらこつた判決が確定す

るというふうには思つておられます。

るといふことになると、どういふような影響があるのか、何らかの支障が生ずるようなことになるのか。そういった懸念があるので、あえてこゝう声明を出されたといふことなんだといふふうに思ふんですけれども、そういう御懸念について、法務省の方からひとつ端的に御説明をいただければというふうに思ひます。

○都築政府参考人 今回の判決には、国会議員の立法不作為を広く認めました点、あるいは除斥期間等々、国家賠償法あるいは民法の解釈の根幹にかかわる法律上の問題点があろうかと思ひます。御質問の關係で申し上げますと、例えば、今後國政のあり方あるいは國民の權利義務關係、また、他の訴訟への影響があるのではないかと考えられます。

○上田(男)委員 ありがとうございます。いづれにしても、今回の政府の御決断は、原告の患者、元患者の皆さんだけではなくて、多くの國民が本当に安堵しているといふか喜んでゐる結果だといふふうに思ひますので、改めて森山大臣初め皆様方の御努力に賛意を表するものでございます。

さて、それでは法案の中身の方に入らせていただきます。

最初に、総務省の方に来ていただいていると思ふんですが、総務庁の、当時の総務庁ですね、昭和六十年九月十日付の文書で、公益法人の指導監督等に関する行政監察結果に基づく勧告といふのがございまして、この中にはこゝういふふうにございまして、「民法では、特別法によるものではなく、公益に關しない非営利法人すなわちいわゆる中間法人の存在を認めていない。このため、かつて「公益二関スル」の概念を広く解釈する等により、特定多数の者の利益を主たる目的とするものについても公益法人として許可してきた」といふ指摘をしております。

その後、平成四年にも同趣旨の勧告が行われておるんですが、こゝうした勧告の意味といふのは、それは、必ずしもいわゆる公益性が十分に認められていない団体についても公益法人に認可されている事実があつて、そこが問題になるんだといふことを指摘している、そういうことを意味しているといふふうにございましてよろしいんでしょか。

○塚本政府参考人 委員御指摘のとおりでございます。そのようなものが、同じものでありまして、片一方は公益法人の資格を有している、一方においてはそうでないものが存在するというところで、アンバランスが生ずるし、また、取引、経済主体等のものでいろいろ問題が生ずるといふことでございます。

○上田(男)委員 さらにこの勧告では、今のそういう事実を踏まえまして、「公益に關しない非営利団体についても、中間法人としての法人格を付与する途を開くことにつき検討すること」といふふうにございまして、この法案にも対応するものだといふふうにも思われるんですが、これら一連の総務庁からの勧告と今回のこの法案との關係性についてはどういふふうにございましておるんでしょか。

○山崎政府参考人 委員御指摘の昭和六十年の総務庁の勧告、あるいは平成四年のものもございまして、そこが中間法人のことかどうかわれておりました、私どももいたしましては、その勧告について、それを履行するものであるといふことをございまして。

○上田(男)委員 勧告を履行していただくといふたら、今回のことといふことなんでしょうけれども、昭和六十年といふことと相当前のございまして、十六年前ですか。昭和六十年から何回かこゝう公益法人の適格性についてこゝうした問題が指摘をされてきて、さらに具体的に、中間法人としての法人格を付与する必要性、こゝまで勧告が行われていたにもかかわらず立法化するまでに十五年以上もかかった。そのおかれてきた理由といふのはどういふところにあるんでしょか。

○山崎政府参考人 確かに十五年、大変長い期間でございます。これで速やかに対応したと言えないといふことは重々反省をしております。その点は肝に銘じたいといふふうにございましてよろしいかと、ただ、私ども、これを受けましていろいろ検討は内部でしております。今回も、この法案は二種類の受け皿を用意しているわけでございまして、動といふのはさまざまございまして、大きなものから小さなもの、その態様もさまざまございまして、これを全部対応できるようにするかどうかということ、その辺のところは極めていろいろな検討が必要であつたといふことは間違ひございません。

それからもう一つは、中間法人がどうしても必要だといふ分野、喫緊の課題としてあろうかと思ひますが、そういうところについては個別に手当てをしていくという方針をとってきたわけでございまして。現に、昭和六十年代でございますが、具体的には年数はちょっと記憶してありませんが、地方自治法の中で、地縁団体につきまして法人格を与えるという法律が成立しております。これはもちろん自治省の所管でございますけれども、私も法務省も御協力してこれはでき上がつてきた、こゝういふ流れがございまして。

そういうふうなことで、今までなかなか進まなかつたという状況でございますが、最近のいろいろな御指摘を踏まえまして、とにかく、中間法人としての受け皿があれば法人となりたいといふ御希望が相当あるといふふうにございましてよろしいかと、今回まとめて提出させていただきます、こゝういふ経緯でございます。

○上田(男)委員 まさに随分前から、いわゆる営利とそれから公益との中間の部分がないんだ、こゝういふふうな指摘があつて、そういう問題点があるわけでした。一つの例が、いわゆるNPO法、NPOに法人格を付与するといふ法律をつくらうといふ動きが、数年といふか五、六年前からあつて成立したわけなんですけれども、その際

に、本来であれば、今回の中間法人の性格に近いような形で、目的だとか余り限定せずに、しかも準則主義で法人格を付与するような法案がつくれればよかつたんでしょうけれども、結果的には公益性に限定されたものになつてきた。そういう意味では、先ほどお話がありましたけれども、すべての団体をカバーできるような法律が整備されたといふことは、ようやくこれで全体が完成したのかなという感じがいたしております。

これまでに公益法人として認可されている法人の中にも、必ずしも公益性が十分認められないものがある。先ほど総務省の方からお話がありました。これからは、法人格を付与するときは中間法人といふことになるといふふうにございまして。

中間法人といふのは税制上は普通法人ですから、営利企業並みに課税されるので公益法人よりも重くなるということだといふふうにございまして、これも重なることだといふふうにございまして、公益性がさういふ意味では厳しくチェックをされるということなんでしょう。こゝういふふうにございまして、さうすると、今まで認可されてきたものについてはどうするか。これはやはり公平性を確保する必要がある。現在既に公益法人として認可されている団体についても、やはりこれは改めて公益性を各官庁で見直していただいて、それをチェックして、それに該当しない団体については中間法人への移行を促すといふようなことを政府全体としてやっていかなければいけないではないかとこゝういふふうにございまして。

ただ、そうすると、ちよつとさっきの質問にも関連するんですが、今回の法案の中には、今の公益法人から中間法人に移行していくような手続は含まれていない。先ほど理由は伺つたんですけども、これはやはり、一つは随分前からこゝう問題が指摘されているということと、それから、とりわけ公益法人のあり方についてはいろいろ見直しをすべきであるといふ意見が非常に高くなつてくるべきでありますので、今回、移行手続

五

が整わなかったという事情についてはよくわかりましたけれども、今後速やかに公益法人の見直しが行われていくと、移行していくものが当然今までのいろいろなお話を総合していると出てくるんではないかというふうには私は思うんです。そういう意味で、今度は本場の意味で速やかに、移行手続を整えるための準備をしていただく必要があると思うんですけれども、今後の見直しについて、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 今後の見通しの問題でございませけれども、私ども、法務省の立場で物を見ておりますので、政府の動きを全部把握しているわけではございませけれども、現在のところ、予定がどういふふうになっていくかというところは、いつごろというはつきりした線は出てきていないというふうには私は理解をしております。

ただ、個別の各省庁でいろいろ御議論されていることだろうと思えますし、また、それぞれ各政党等である御議論が進められているというふうには承知をしておりますけれども、具体的な計画というものはまだ定まっていなくてというふうには理解をしております。

○上田(勇)委員 今、今後のことはちょっと未定であるということだったとしますが、公益法人のあり方については、とりわけKSD問題などがあって、運営ももっと適正化していかなければいけないし、事業の内容についても見直さなきゃいけないということがいろいろところで議論をされてきて、三月八日には与党三党で、公益法人の運営の適正化に関する合意もできていくわけでございます。その中で、その主眼点というのは、今ある公益法人の自身、運営のあり方、さまざまな手続、いわゆる役員の方とか諸手続のあり方など、あるいは監督官庁の監督のあり方など、そういったことについて述べているんです。

ただ、今いろいろな公益法人にそういうような適正化を進めていくと、どうしても公益性という範疇にはおさまらないものが出てくるんだろう。そうすると、今回、中間法人というのができた

そうなる公益法人から中間法人に移していくというプロセスがないと、公益性はないから公益法人の認可は取り消しますと言っても、団体はあつたわけですから、その法人格がなくなっちゃうというのでは、これは逆にそういう適正化のプロセスが進みにくくなるんじゃないかというふうには思います。それは法務省だけの問題ではないんです。もちろん総務省、法務省を含めて内閣全体でこの問題をぜひ御検討いただければというふうに思います。

それで、そういうようないろいろな不備な点、未整備な点もまだあるんですけれども、私は、この法案ができたということは、これは長年のそういう指摘を踏まえてのことであって、今後の検討もあるんですが、少なくともこれから設立しようとする団体については公益法人ではない別途の法人格が与えられるし、これから移行手続などの整備が進めば今までの洗い直しということにもなるので、よく言われておりますいわゆる公益法人の改革に大変資するものではないかというふうには認識をしておりますので、ぜひとも、この辺の御認識は、法務大臣、いかがでしょうか。

○森山国務大臣 公益法人の問題については、今いろいろ御指摘がございましたようにさまざまな課題がございまして、いろいろな問題点を整理していかねばいけないと思えますが、その中の一つ、第一歩として中間法人というものを設けるというのがこれからの改革のための受け皿として役に立つのではないかとこのように思っています。で、もちろんこれでおしまいでなく、これがスタートであるというふうには理解しております。

そのような考え方で、今後とも、正しい公益法人のあり方というものは、政府を挙げて、あるいは社会全体で考えていくべきことだと思えます。

○上田(勇)委員 どうかよろしくお願いいたします。それで、次に今回の法案の内容についてちょっとお伺いをいたしますけれども、今回の法案で中間法人には二類型が認められております。いわゆる

有限責任中間法人と無限責任中間法人、この二つがあるのですが、これらの違いをひとつ端的に教えていただきたいということ、なぜこの二類型として立てたのかということ、また、今この中間法人として設立を予定されているいろいろな団体がございます。いろいろな例示をいただいたのですが、そうした中で、どういうようなものがある有限責任中間法人になって、どういうようなものが無限責任中間法人になるのか。ある程度の想定はされているのだと思うので、ぜひとも、そのあたりをまとめて御説明をいただければというふうに思います。

○山崎政府参考人 ただいま三つの御質問がありましたが、ちょっと答弁が長くなるかと思えますが、お許しをいただきたいと思います。まず、委員御指摘のとおり、この法案におきましては有限責任中間法人というものと無限責任中間法人という二つのものを留意してございます。有限責任中間法人といえますのは、会社でいえばほぼ有限会社に近いものということでございます。それから無限責任中間法人は合名会社に近いもの、こういうふうには整理をいただければというふうに思います。

その大きな違いでございますけれども、有限責任中間法人につきましては、その法人だけが債権者に責任を負うということで、その社員であります構成員は責任を負わないというタイプのものがございます。無限責任中間法人、これに関しましては、法人で債務を支払わない場合には社員である個人も責任を負う、こういうタイプのものがございます。

有限責任中間法人につきましては、社員総会というものを設けて、法定の事項あるいは定款で定めた事項について決議をするということでございます。また、その決議に従って行動するのは理事でございます。それから監事も必要である。いわゆる監査役に当たるものでございますけれども、こういう形をとっております。それから、有限会社でございますと資本金とい

うものがございますが、この中間法人は営利を目的とするものではないと思えます。しかし、対債権者との関係で財産的な基礎を築くということが必要になりますので、それで基金というものを設けて、これを三百万円、有限会社も資本金は三百万円でございますが、それと同じものを要求しております。あとのシステムはほとんど有限会社に似たものというところでございます。

それから無限責任中間法人に関しましては、この法人の業務は社員の過半数によって決めるということ、各社員が業務の執行に当たる、それぞれ権限を持っている、こういう形で構成をしているわけでございます。

それで、この二つのものをなぜ設けたのかということでございますけれども、これは、かなり規模の大きいものと、それからそれほどでもないものと、大きく分けてその二つを意識いたしました。やはり大きな人数の団体であります社員が個々にそれぞれ活動をするということは余り現実性がないわけでございますので、社員総会というものを設けて、その中で理事を決めて現実に行動していくというタイプがいいだろうということでございます。

それから、非常に小さい規模、これはそんな社員総会のような大きな仰々しいものを設けなくても、それぞれの個人、社員で相談をして活動をしていくという方が小回りがきいていいだろう、こういうことから設けたわけでございます。

では、これがどういうタイプが当たるかという問題でございますけれども、全体の例としては、社員の共通の利益を図るということでございます。で、いろいろなものが入るわけでございますけれども、自分たちの仲間の利益、大ざっぱに言えばこういうふうにはできるかと思えますけれども、典型的なのは同窓会でございます。それから同好会というのもあるかと思えますけれども、同窓会は、これはかなり人数が大きくなるタイプでございます。ですから、多分こちらのタイプの方は有限責任中間法人を選ぶのではないかとこのように思

われます。同好会でも、かなり規模の大きいものはまさに有限責任中間法人のタイプを選ぶということになりますが、それほど人数が多くないものであれば無限責任中間法人ということでも十分活動ができるということ、これはどちらでなければならぬということもございませぬし、我々もどちらを予定しているということではございませぬで、それぞれ、その内容に合わせて選んでいただきたい、こういうこととございませぬ。

○上田(委員) ありがとうございます。

質問は以上でございませぬけれども、これで中間法人という新しい制度ができて、先ほどの質問にもありましたけれども、あらゆる団体に法人格を付与できる体制が整ったわけでありませぬ。今は、民法の公益法人、社団、財団という法人もあれば、NPO法に基づくNPO法人もある、そのほか特別法に基づいていろいろな団体の法人格があるわけですね。そういう意味で、公益法人のあり方というのが今見直しになっているのですが、それだけではなくて、NPO法人、またこの中間法人も含めて、やはりもう一度、どういった内容の団体がどういった法人格なのかというの、ひとつ体系的に見直して、それ的確な税制だとか、そういうことも、これは法務省だけの話ではないのですけれども、全体として検討していかなければいけない課題として残ったのではないかと、うううに思っております。

特に、これからの時代にこういう非営利の活動の社会における重要性というのがあります高まってくるのだというふうな思っておりますので、また私たちも含めて検討していきたいというふうな思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願いたします。きょうはありがとうございます。

○保利委員長 次に、西村眞悟君。

○西村委員 民法の三十四条を基本法とする現状の法人体系においては、このたび提出されました中間法人法が成立される必要性は強く認めております。したがって、この法案に賛成しておるわけ

でございますが、これからちょっと立法論について大臣の御所見を伺いたいと思っております。

問題は、この中間法人法を成立させた上で、我々立法府としては、法人に関する制度を民法三十四条改正を視野に入れた上でいかにしなければならぬのかという問題であろうかと思ひます。

民法三十四条から出発しておりますので、この法律の名称が示しておりますように、中間法人、今の体制では法人化できないものを法人化する。その内容は、先ほどの御答弁のように、いろいろなさまざまなものである、あらゆる同好会を含み、あらゆる同窓会を含み、さまざまの法人成りができるのだと思ひますけれども、この網に漏れたのはまたその他の法人法をつくらねばならないかもわかりませぬ。

○西村委員 仮に活動内容を要件とするならば、今、各種の社会福祉法人、医療法人、また公益性大ならば許認可によつてする、公益性がそれより少なればNPO法の認定だ、そしてそれ以外は中間法人で準則だというふうな、まちまちの基準があること自体がおかしいですね。もし活動内容がその要件なら、それは許可であると、一点において統一されねばならないですね。これが統一されていないということ自体が、法人としての権利能力の取得に活動内容は関係ないんだということの前提がまずあるんだ、こう思っております。

○森山国務大臣 大変難しい御議論でございますが、これは法人に関する民法学者の範囲ではないかというふうな感じがいたしますが、おっしゃるようなお考えも傾聴に値するというふうな思ひながら承っております。

○西村委員 仮に活動内容を要件とするならば、今、各種の社会福祉法人、医療法人、また公益性大ならば許認可によつてする、公益性がそれより少なればNPO法の認定だ、そしてそれ以外は中間法人で準則だというふうな、まちまちの基準があること自体がおかしいですね。もし活動内容がその要件なら、それは許可であると、一点において統一されねばならないですね。これが統一されていないということ自体が、法人としての権利能力の取得に活動内容は関係ないんだということの前提がまずあるんだ、こう思っております。

○山崎政府参考人 答弁の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

この点に関しましては、委員御指摘の考え方があるという事は私も十分承知はしております。

ただ、我が国においてはこの百年以上それとは全く違う方式をとってきたわけでございます。世界的に見ても、さまざまな方式、ばらばらな形で、それぞれの歴史、文化に根差しているというところだろうと思ひます。

私も理解しているのは、結局、ある法人に人格を与えるかどうかというのは、その目的によつて、場合によつては、組織のあり方、規律の仕方、それから第三者の保護の仕方、それぞれが違ってくる可能性がございます。そういうところを事前にチェックして、法人の乱用がないように、あるいは、取引をする債権者が迷惑をしないようにとか、そういうことからこのようなシステム

だということにはなりませんでしょうか。

○森山国務大臣 大変難しい御議論でございますが、これは法人に関する民法学者の範囲ではないかというふうな感じがいたしますが、おっしゃるようなお考えも傾聴に値するというふうな思ひながら承っております。

○西村委員 仮に活動内容を要件とするならば、今、各種の社会福祉法人、医療法人、また公益性大ならば許認可によつてする、公益性がそれより少なればNPO法の認定だ、そしてそれ以外は中間法人で準則だというふうな、まちまちの基準があること自体がおかしいですね。もし活動内容がその要件なら、それは許可であると、一点において統一されねばならないですね。これが統一されていないということ自体が、法人としての権利能力の取得に活動内容は関係ないんだということの前提がまずあるんだ、こう思っております。

○山崎政府参考人 答弁の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

この点に関しましては、委員御指摘の考え方があるという事は私も十分承知はしております。

ただ、我が国においてはこの百年以上それとは全く違う方式をとってきたわけでございます。世界的に見ても、さまざまな方式、ばらばらな形で、それぞれの歴史、文化に根差しているというところだろうと思ひます。

私も理解しているのは、結局、ある法人に人格を与えるかどうかというのは、その目的によつて、場合によつては、組織のあり方、規律の仕方、それから第三者の保護の仕方、それぞれが違ってくる可能性がございます。そういうところを事前にチェックして、法人の乱用がないように、あるいは、取引をする債権者が迷惑をしないようにとか、そういうことからこのようなシステム

ムを入れたらどう思うか。

それで、今現在、準則主義をとっているもの、もちろん会社でございますけれども、この辺のところは、通常一般人が行われる営利活動でございます、最終的に、その債権者が迷惑しないようなシステムと、それからあと、利潤を配当するわけでございますので、そのところの組織規程をきちっと置いておけば、何も国が関与しなくてもやっつけていくということからそういう主義をとったということ、それぞれの法人の目的によつて使い分けをしてきたということ、それも一つの合理性があるんじゃないかと、私には思っております。

○西村委員 法律実務専門家としての御意見は、本当にそのとおりでございます。

この質問の前提は、民法三十四条、非営利の法人に関する基本原則の改正を視野に入れた立法論としての議論でございます。この前提から出発させていただいておりますので、御了承いただいた上で議論を進めたいと思ひます。

さて、今の現状では、今局長がお答えになったように、公益性のチェックによつて許可になったり認証になったりするわけですね。出発点で公益性の分類をして生み出していくわけですね。この中で何が起ころおるのか。結果、実態において、スタート地点で公益性を認めて出させた法人が、その活動の実質が無益法人であり私益法人であり、はたまた不祥事を起こすという事態に我々は遭遇しておる。反対に、スタート地点では公益性はないというふうな認める今の中間法人、この活動実態が極めて公益性の高い活動をしておる場合もこれありでございます。同好会が、単なる自分たちでプラモデルの飛行機を飛ばすということだけではなくて、その広場の清掃を毎日行う、これは極めて公益性の高い活動でございます。

数え上げれば、人間の創意工夫によつて人の役に立ちたいという人間の思いがある以上、あらゆる法人、人の団体がその活動の実態において公益性の高い活動をするし、またそれを奨励しなければ

ば、我々の真の福祉国家は実現できないわけでございます。営利法人においても極めて公益性の高い非営利の活動を展開する、これはまさに我々が目にしているところでございます。

出発点において公益性が高いと見て、税制においてはこの法人は法人税二〇％である。出発点において公益性は小なんだ、また、NPO、ないんだといって出発した法人は一律法人税三〇％である。しかし、今申し上げたように、活動実態は、人間が人の役に立ちたいという思いを持っている限り、極めて公益性の高い活動を、営利、非営利、中間法人、NPO問わずな可能性があるわけだ。

我々は、この実態に着目して、この実態に何らかの評価を与えなければ、先ほど言いましたように、真の助け合いの、人の役に立つ行動が奨励される社会は生まれてこないだろうと思うんですね。

したがって、今私が申し上げたことに質問が含まれておるんですが、現行法のように、出発点における公益性の大小、有無によって法人を分類して生み出してしまえば、その活動実態に即し極めて不公平、極めて不合理な結果が招来されるのではないのでしょうかと伺います。この実態はございますと私は思いますが、大臣の御所見はいかがですか。

○森山国務大臣 お尋ねの件は、現行の公益法人について、設立したときに公益目的があると判断されれば、その後の活動がいろいろ変化があり多様になってきても課税上の優遇措置が受けられるのは不合理ではないかという御趣旨かと思っております。

この点、民法について申しますと、公益法人の設立について主務官庁による許可主義を採用しております。公益法人の事業活動についても主務官庁の広範な監督に係らしているわけでございます。そのような方法によって公益性を確保するという努力をしているわけでございます。

この主務官庁の監督権限の適切な行使のために、平成八年九月、公益法人の設立許可及び指導監督基準が閣議決定されているところがございます。

○西村委員 KSD問題を例に挙げて云々するわけではないですけれども、やはり今御答弁なさった体制においてもこのような問題が起こって、公益法人全体の見直しを今しなければならぬのかという問題意識があるということでございます。

大臣御答弁の反対側からまた御確認させていただきますが、今、公益法人についての出発点のチェック、運用過程におけるチェックを申されました。そして、公益性を確保しておるのだ、したがって税法上の特典、法人税二〇％なのだ、不合理はないのだという御趣旨だったか分かりません。

では、公益性がない中間法人、許可に係るいわゆる民法三十四条の公益法人よりも公益性が低いNPO法、そこで出発させた法人が極めて公益性の高いことをしておる、本当に市民のボランティア、市民の力を結集し、仲間の力を結集して実に公益性の高いことをしておる、これに対する評価は抜けているのじゃないですか。

○森山国務大臣 中間法人あるいはNPO、そのような法人が、おっしゃるような非常に公益性の高い活動をして、それが実態である、公益法人としてふさわしい条件を備えるようになり、その法人もそれを希望するということであれば、活動実態によりまして公益法人への道が開かれていると思っております。

○西村委員 そう言われれば、どうなのですか、身もふたもない。しかし、本当に面倒な官に對する許可をいただく手続を、極めて我々がこうべを垂れねばならない公益活動を自主的にされていく団体はしなければならぬのか、我々はこれまで官僚統制の社会をこれから続けるのかということでございますね。その特典を欲しければお上の許可をもらいなさ

いということではないのだ、パイプはと。そこに、私が先ほど出発点で大臣に立法論としてお聞きした、法人の権利能力取得の要件と活動内容はもうぼつぼつ離れて考えてしかるべきだ。そして、大臣が御答弁になったように、その活動実態が公益に即しているかどうかをチェックする体制にあるとおっしゃった。そのチェックする体制を、単に出発点において許可に係らした公益法人のみではなくて、社会のあらゆるところで公益のために活動している団体に対して評価するために、

チェックするためではなくて、それを評価するために運用していく社会をつくるならば、本当に自発的な創意工夫のある活動がどんどん生まれていくと私は思うのです。これが真の福祉社会実現のための基礎ではないかとまで私は思うのですが、現在の体制がかくある、かくあるから心配ないとか、そんな御答弁じゃなくて、立法論として、私の今申し上げたことを大臣はいかに評価されるかどうか、お聞きいたします。

○森山国務大臣 先生の御趣旨はよく理解しているつもりでございます。おっしゃるような考え方も十分あり得ると思っております。先ほど局長が御答弁申し上げましたとおり、現在の日本のシステムは百年以上前からの歴史がございます。現在の状況が次第につくられ安定してきたわけでございますので、この中間法人法につきましては、今の状況を少しでも改善するという、今の状況を前提にした上でさらに民間の活動を活発にするべきであって、そのために欠けているものをとりあえずこのような形で補おうという考え方かと思っております。これはまず新しい考え方の第一歩というふうにお考えいただけますか。

○西村委員 現在の制度を前提にした中間法人法の必要性は十分認めております。これが新しい第一歩ではないのです。中間やから、中間やから、内容は何でもええから、同窓会でも何でも法人になりたい、なつてくれ、今までもそんな制度はなかった、こういうことですか。今度は、これで漏れたやつは、先ほど言いま

したように、その他の法人法をつくらないかぬ、その他の法人法をつくらなすべてが含まれる、モザイクのようにこうなってきました。モザイクのようにこうなってきましたけれども、繰り返しますが、根本に返れば、出発点で法人を分類していく、こういうことよりも、非営利の法人については、欧米がやっているように、活動の実態に即した各種の措置を用意しながら、出発点においてはすべて準則主義でやるのだ。そして、何をやっているか、社会にいかなる有用なことをやっているか、これを我々は評価する行政の体制をつくるのだ。そして、その活動実態に即して行政が評価することによって、国民の中で創意工夫というものが一挙に活性化し、福祉国家という活力ある助け合いの社会をつくることのできるのだ、私はこのように思っております。

「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」という書き物がございましてけれども、この中にも、法人の類型から能力主義への転換だ、行政が委託する事務は営利法人に委託したら極めて能率的にやれる場合もあるのだと。たびたび例に出しますが、KSD等のところが、お上が許可したから大丈夫なのだというよりも、本当に行政が事務を委託するのは営利法人でもないのだという意見もこれありなのです。

したがって、非営利法人についても、今現状の法解釈を離れてこの中間法人法を成立せしめた上で、我々が将来の我が国活性化のために、法人のあり方自体、人は個人として行動するよりも仲間と行動することによって多くの知恵と多くの力を発揮することができる、この体制をいかに我が国の制度の中で育成していくのかという問題点でございます。

御答弁をいただいて終えたいと思っておりますが、繰り返しますが、出発点で類型化していく今の制度が、百年、百年と言われますが、やはりもうぼつぼつ転換し、別に外国のモデルを言っているわけではないですが、ボランティア活動は極めて活発である、また、人が人のために何かをしたいとい

う思いがすぐ実現されるようなグループ、サークルを活発に持っているという欧米型のやり方も参考に値するのではないかな、こういうふうにお思っております。私、立法院におりますので、私の問題意識としてもこれから研さんを努めますが、大臣もまたこういう問題意識の方がいいなというふうに思われるかどうか、最後にちょっとお尋ねいたします、終わります。

○森山國務大臣 先生の基本論に立ち返っての問題意識、また問題提起、大変敬意を持って拝聴させていただきました。

確かにそのような考え方も大いにあり得ると思いますが、また、今から新しく法人の制度をつくるというのであれば、今すぐそれをやってもいいかもしれないという気持ちさえいたします。しかし、先ほど来申し上げておりますように、よきにつけあしきにつけ、今までのいきさつがございまして、いきなり百八十度転換というわけにもまいりませんので、現状を踏まえながら、次第に改善していく、改革していくというのが現実的ではなからうかと思ひまして、このような法案を提案させていただきます。大変、御高見を拝聴させていただきました、ありがとうございます。

○西村委員 だれかさんがよく使う言葉を最後に申し上げます。ウイマスト チェンジ ツーリ メンザ セーム。
終わります。

○保利委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております本案審査のため、来る二十九日火曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

今回は、来る二十九日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時二十一分散會

第 類第三号

法務委員会議録第十二号

平成十三年五月二十五日

平成十三年六月七日印刷

平成十三年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B